

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	政策調整会議	
開 催 日 時	令和4年4月11日（月） 午前8時55分～9時15分	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室	
出 席 者	<p>宮村市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、 清水市民環境部長、佐藤福祉部長、麦田こども・健康部長、 山崎都市建設部長、宇野審議監兼まちづくり推進課長、 村山会計管理者、益田上下水道部長、太田議会事務局長、 野口学校教育部長、神頭生涯学習部長、 斎藤監査委員事務局長</p> <p>（担当課1）</p> <p>田畑副審議監兼危機管理室長、千葉同室危機管理係長、 間淵同室同係主査、森田人権庶務課長、關同課文書法規係長</p> <p>（事務局）</p> <p>関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、 福田同課政策企画係長、江原同課同係主任</p>	
会 議 内 容	1 朝霞市犯罪被害者等支援条例制定について	
会 議 資 料	<p>【議事1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝霞市犯罪被害者等支援条例制定について ・朝霞市犯罪被害者等支援条例（案） ・朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則（案） 	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁		
そ の 他 の 必 要 事 項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 朝霞市犯罪被害者等支援条例制定について

【説明】

（担当課 1：田畑副審議監兼危機管理室長）

今回、議題となっている「朝霞市犯罪被害者等支援条例(案)」については、令和4年1月12日開催の政策調整会議、令和4年1月20日開催の庁議にて説明したものと同じものとなっており、3月にパブリック・コメントを実施したので、その結果について報告させていただきます。

「朝霞市犯罪被害者等支援条例(案)の概要」について。

制定動機、条例の支援内容、参考にした自治体については、前回の会議から変更はないが、あらためて説明させていただきます。

今回、条例を制定するに至った経緯だが、制定動機にあるように、普通に暮らしている中で、誰もが突然に犯罪被害者やその家族、遺族になる可能性がある。

また、様々な問題に直面し、二次的被害に苦しんでいる方もいる。

このようなことから、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためにも、本条例を制定することで、犯罪被害者等にできるだけ不安や負担をかけない、適切な支援ができるものと考えている。

現在、埼玉県内で条例を制定しているのは、15市町で、うち10市町で見舞金の支給が規定されている。

意見募集については、令和4年3月1日（火）から3月31日（木）まで、パブリック・コメントを実施したが、意見はなかった。

職員コメントについては、令和4年3月1日（火）から3月31日（木）まで実施し、1件の意見があった。

職員コメントの内容について説明させていただきます。

1点目として、条例案について、性犯罪・性暴力についての言及がないこと。

2点目として、犯罪被害は女性の被害が多いことが想定されることから、条例制定後も女性センターと連携を図った方がいいのではとのコメントであった。

職員コメントに対する、担当課の考え、対応としては、性犯罪・性暴力についても犯罪行為と判断されれば対象となること。

また、犯罪被害者への支援については、庁内の連携が重要と考えることから、女性センターをはじめとした関係各課と連携を図っていくこととする。

内容の修正についての修正は行っていない。

次に、条例の内容について説明させていただきます。

第1条の目的、第2条の定義について規定している。

第3条については、本条例の基本理念であり、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、協力して推進するこ

とを規定している。

2 ページ、第4条から第6条では市の責務、市民の責務、事業者の責務について規定している。

第7条では、市の体制として、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むために各般の問題における相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡および調整を行うことを規定している。

また、この規定したことを総合的に行うための窓口を危機管理室に設置する。

第8条では、経済的又は精神的な負担の軽減を図るためのものとして見舞金の支給について規定している。

なお、見舞金の金額については、施行規則において、遺族見舞金30万円、重傷病見舞金10万円と規定している。

第9条、市民等の理解の増進については、条例制定後、市ホームページやSNS等を通じて、広報を行う。

ホームページには、県や県警の相談窓口などリンクを貼り、相談者に配慮した環境づくりを行う。

3 ページ、第10条では、相談業務に携わる職員が犯罪被害者等の理解を深めるために必要な措置を講じることを規定している。

次に、条例施行規則（案）について。

第1条では趣旨、第2条では定義、第3条では見舞金の種類及び金額を規定している。

第4条の規定については、見舞金の支給対象者として、遺族見舞金は犯罪行為が行われた時に市民であった方の第1順位遺族となる者、重傷病見舞金は犯罪行為が行われた時から申請するときまで引き続き市民である者を支給の対象とし規定している。

2 ページ、第5条では遺族の範囲及び順位、第6条では見舞金の支給の制限、次のページの第7条では、見舞金の支給申請について規定している。

4 ページ、第8条では、申請の期限を規定している。

これは、国の「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」と同期間となっている。

第9条からは、見舞金の支給の決定に関わる事項についての規定となっている。

最後に、条例・規則の施行については令和4年7月1日とし、施行の日以降に行われた犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族又は傷害を受けた犯罪被害者について適用する。

説明は、以上である。

(担当課1：森田人権庶務課長)

本件について、令和3年12月21日に朝霞市犯罪被害者等支援条例（案）に係る例規検討会を実施した。

行われた主な質疑の概要を申し上げる。

まず、他市が規定している内容との違いについての質疑があった。

これに対し、他市の条例では、居住や雇用の安定について、規定があるところもあるが、担当課に確認し、条例に規定するのはふさわしくないと判断したとの回答があった。

次に、犯罪被害者の把握方法についての質疑に対しては、警察から連絡がくる想定をしているとの回答があった。

最後に、他市の条例で定義されている市民についての質疑に対しては、今後、整理したいとの回答があり、現在の条例案には、市民の定義が規定されている。

質疑の概要については、以上である。

【意見等】

(須田総務部長)

規則の適用区分について、施行日以後に行われた犯罪行為の被害者に適用するとしているが、通常は条例に規定する内容ではないか。

(担当課 1：田畑副審議監兼危機管理室長)

検討させていただく。

(宮村市長公室長)

予算措置についてだが、条例と並行して6月議会に補正予算を提出するのか。

(担当課 1：田畑副審議監兼危機管理室長)

そのような形で考えている。

(益田上下水道部長)

7月1日からの施行を予定しているとのことだが、相談窓口の体制を整えることはできるのか。

(担当課 1：千葉危機管理室危機管理係長)

犯罪被害者等の相談窓口は元々、危機管理室に設置している。

条例施行後についても、引き続き危機管理室の窓口で対応させていただく。

(宮村市長公室長)

関係機関との連携について、条例に規定しているが、どのように連携することを想定しているのか。

(担当課 1：田畑副審議監兼危機管理室長)

警察から連絡があったのち、危機管理室で相談概要の確認や相談日の日程調整を行い、関係する部署には、相談日に対応してもらうことについての依頼を行う。

その後、相談日当日のタイムスケジュールを組み、相談者には場所の移動をすることなく、複数の部署に相談いただけるような体制で相談を受けることを想定している。

(宮村市長公室長)

この条例に関わる事務については、非常にセンシティブな情報を取扱う必要があるため、個人情報登録事務の関係については、施行日までに担当課と調整していただきたい。

(担当課 1：田畑副審議監兼危機管理室長)

承知した。

(麦田こども・健康部長)

年間で何件くらいの申請を想定しているのか。

(担当課 1：田畑副審議監兼危機管理室長)

警察の情報から、数年に1件程度と見込んでいる。

(宮村市長公室長)

本条例では、犯罪被害者のための相談体制と犯罪被害者やその遺族への見舞金の支給について規定されており、見舞金の支給対象は、犯罪行為により亡くなられた方の遺族と、犯罪行為により重傷を負った方とのことだが、犯罪行為によるケガの程度が重傷とならなかった方は、本条例の相談対象にもあたらないのか。

(担当課 1 : 千葉危機管理室危機管理係長)

本条例の対象にはならないが、危機管理室の既存の相談窓口で対応させていただく。

【結果】

指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとする。

【閉会】